

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所公告

令和 7 年度における産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。
なお、入札執行は、理事会で当法人の令和 7 年度予算が承認されなかった場合は取りやめる。

令和 7 年 1 月 2 7 日

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
理事長 朝野 和典

1 入札に付する事項

- (1) 入札案件名
産業廃棄物収集・運搬及び処分業務（単価契約）
- (2) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 履行場所
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が指定する場所（仕様書による）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる
同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第 14 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要

綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪市税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (8) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所、大阪府又は大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (9) 単独で入札参加する者は(1)から(8)の要件のほか次の要件に該当する者であること。
 - ア 令和 4・5・6 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード 061）及び産業廃棄物（処分）（種目コード 062）」に登録をされている者であること。ただし、大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては、令和 4・5・6 年度大阪市物品供給等・業務委託入札参加有資格者名簿中「産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード 061）及び産業廃棄物（処分）（種目コード 062）」に登録をされている者であること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃掃法」という。）第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業及び処分業について、次の a から c を満たす許可を有する者であること。
 - a 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事又は廃掃法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

第 27 条第 1 項の規定に基づく指定都市の長等（以下、「指定都市の長等」という。）の産業廃棄物収集運搬業の許可

b 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事又は指定都市の長等の産業廃棄物処分業の許可

c a 及び b の許可証において、仕様書に該当する産業廃棄物の種類が明記されていること。

ウ 業務提携で入札参加する者（廃掃法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業に係る許可を有する産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員及び廃掃法第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物処分業に係る許可を有する産業廃棄物の処分を担当する構成員の二者以上で構成される者をいう。以下同じ。）の構成員でないこと。

(10) 業務提携で入札参加する者はすべての構成員について(1)から(8)の要件のほか次の要件に該当する者であること。

ア 産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員は、令和 4・5・6 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード 0 6 1）」に、産業廃棄物の処分を担当する構成員は、同名簿中「産業廃棄物（処分）（種目コード 0 6 2）」にそれぞれ登録をされている者であること。ただし、大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては、産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員は、令和 4・5・6 年度大阪市物品供給等・業務委託入札参加有資格者名簿中「産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード 0 6 1）」に、産業廃棄物の処分を担当する構成員は、同名簿中「産業廃棄物（処分）（種目コード 0 6 2）」にそれぞれ登録をされている者であること。

イ 産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員は、廃掃法第 14 条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物の収集運搬業について、次の a 及び b を満たす許可を有する者であること。

a 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事又は指定都市の長等の産業廃棄物収集運搬業の許可

b a の許可証において、仕様書の種類が明記されていること。

ウ 産業廃棄物の処分を担当する構成員は、廃掃法第 14 条第 6 項の規定に基づく産業廃棄物の処分業について、次の a 及び b を満たす許可を有する者であること。

a 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事又は指定都市の長等の産業廃棄物処分業の許可

b a の許可証において、仕様書に該当する産業廃棄物の種類が明記されていること。

エ 単独で入札参加する者でないこと。

オ 他の業務提携で入札参加する者の構成員でないこと。

3 入札参加資格確認手続

- (1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付
 - ア 交付期間
令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで
 - イ 交付方法
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所のホームページ（<https://www.iph.osaka.jp/s014/li/010/r07.html>）からダウンロードにより交付する。
 - (2) 入札参加資格申請書類の提出
 - ア 提出期間
令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 1 4 日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前 1 0 時から午後 5 時までとする。
 - イ 提出場所
大阪府大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 管理課（電話：0 6－6 9 7 2－1 7 7 0）
 - ウ 提出方法
提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。
 - (3) 入札参加資格の確認の結果
入札参加資格の確認の結果は、令和 7 年 2 月 2 1 日（金）に入札参加資格確認結果を電子メールにより通知する。
- 4 入札手続
- (1) 入札執行日時
令和 7 年 2 月 2 8 日（金）午前 1 0 時 3 0 分
 - (2) 入札執行場所
大阪府大阪市東成区中道一丁目 3 番 3 号
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 北館1階 入札室
 - (3) その他
入札書は、入札参加資格者（代理人含む。）が持参するものとし、郵送は認めない。
- 5 その他
- (1) 入札保証金
入札保証金は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第 5 条の規定に該当する場合は免除とする。
 - (2) 入札の無効
期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の

した入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第6条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 誓約書の提出

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

落札者は、契約を締結するまでに、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第22条の規定により契約保証金を納めなければならない。ただし、同規程第23条の規定に該当するときは、その納付を免除する。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。